

中央情報システム等データ入力業務委託仕様書

1 用語の定義

この仕様書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 甲とは、旭川市（委託者）をいい、乙とは受託者をいう。
- (2) パンチ室とは、旭川市総合庁舎（旭川市6条通9丁目）の甲が指定するデータ入力業務を行う場所をいう。
- (3) 常駐員とは、乙に所属し、パンチ室でデータ入力業務に従事する者をいう。

2 指示事項

- (1) 乙は、データ入力業務明細書に掲げるデータ項目について、甲の提供する入力資料に基づき、業務を行うこと。
- (2) 乙は、甲のデータ作成に当たり、必ず打鍵検査（ベリファイ）により正確性を確保すること。
- (3) 乙は、データ入力業務明細書に掲げるデータ項目のほか、甲から臨時的かつ緊急性の高いデータの入力依頼があった場合は、その指示どおりデータを作成すること。

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

4 常駐員の要件等

- (1) 常駐員は、データ入力経験者であり、乙が直接雇用した者であること。
- (2) 乙は、常駐員の中から主任者を定め文書により甲に通知すること。
- (3) 乙の定めた主任者は、次の業務を行うこと。
 - ア 業務処理について甲との協議に関すること。
 - イ データの受払に関すること。
 - ウ データ件数の確認に関すること。
 - エ 常駐員の服務規律の維持に関すること。
- (4) 乙は、主任者を変更したときは文書により甲に通知すること。
- (5) 乙は、常駐員について次の書類を甲に提出すること。また、契約期間中に常駐員を変更した場合も同様とする。
 - ア 経歴書
 - イ 業務上知り得た秘密を守秘することの誓約書

5 データ入力機器と常駐員の数

- (1) 乙は、常駐員の業務遂行のために必要な入力機器を、乙の責任においてパンチ室に設置すること。
- (2) データ入力機器に係る費用は、乙が負担すること。

(3) データ入力機器に変更する必要がある場合は、甲、乙の双方で協議すること。

なお、この変更に必要な費用は、乙の負担とする。

(4) 常駐員は原則2名、入力機器は2台以上とすること。

6 甲が無償で提供するもの

甲が無償で提供するもの（以下「パンチ室等」という。）は次のとおりとする。

区 分	内 容
施 設	パンチ室、休憩所、その他共用部分
物 品	フロッピーディスク、作業用机、脇机、いす、 機器関連以外の事務用品
その他	使用電力、庁内電話

7 常駐員の勤務条件

(1) 常駐員の勤務日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日から1月4日まで)を除く日とする。

(2) 常駐員の勤務時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

(3) 常駐員の休憩時間は、乙の定めるところによる。

(4) データ入力業務が時間外に及ぶ時は、乙は甲と事前に協議し、その費用は乙の負担とする。

8 服務規律

(1) 乙は、常駐員の身上、風紀、衛生、規律等の維持に関して一切の責任を負うこと。

(2) 乙は、甲が常駐員について業務を遂行する上で不相当と判断したときは、常駐員の交替等の適切な措置を講じること。

(3) 乙は、常駐員が休暇、教育研修、その他の事項でデータ入力業務に従事できない場合は、事前に交代要員を措置し、甲の認証を得ること。ただし、業務に支障のない範囲で甲が認めた場合については、この限りではない。

(4) 乙は、甲から提供されたパンチ室等を業務の履行目的以外に使用しないこと。

(5) 乙は、パンチ室等を善良なる管理者の注意をもって、維持、管理すること。

9 納入方法

(1) データ入力業務が完了したときは、甲の指示に基づき次の記録媒体で納品すること。

フロッピーディスク 3.5インチ、シフトJISコード

CD・DVD シフトJISコード又はEBCDICコード

(2) フロッピーディスク及びCD・DVDは、業務名、原票名、作成年月日、件数等を明確に記入し、納品するときは原紙帳票と納品書（業務完了届）を添えること。

(3) 納入する入力データの細部については、甲と協議すること。

10 情報資産の管理方法等

- (1) 乙は、甲から貸与された情報資産を業務目的以外に使用しないこと。
- (2) 乙は、データが保存された記録媒体は盗難等に備え適正に管理すること。
- (3) 乙は、データが入力された記録媒体を外部に持ち出すときは、必ず甲の許可を得ること。
- (4) 乙は、甲から貸与された情報資産に破損、紛失、漏えい等の事故が発生した場合は、速やかにその事実を甲に報告すること。

11 業務計画

甲は、翌月の月間業務計画書を毎月作成し、前月の 25 日までに主任者に提出する。

12 健康診断

乙は、常駐員に対して一般健康診断のほか、特殊健康診断を実施し、職業病の予防に努めること。

13 再委託等

- (1) この仕様書で示す業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に書面で甲の承諾を得なければならない。

14 その他

本仕様書に記載のない事項及び本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合については甲と協議すること。